

「第2期宮城県国民健康保険運営方針」に基づき県が取り組む主な施策の実施状況概要（令和3年9月末時点）

第1章 基本的な事項（P1）

- 1 策定の目的**
本方針は、県と県内各市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について定める。
- 2 策定の根拠**
国民皆保険を維持するため、国民健康保険法第82条の2に基づき、県が策定する。
- 3 対象となる期間**
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 検証・見直し**
最終年度までに本方針の評価・検証を行い、必要な見直しを3年ごとに行う。検証・見直しに当たっては、宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会において課題・論点を整理した上で宮城県国民健康保険運営協議会に諮問する。

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し（P2～11）

- 医療費の動向を把握し、将来の国保財政の見通しを示すとともに、法定外一般会計繰入に係る赤字解消・削減の取組や財政安定化基金の運用について定める。

第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項（P12～14）

- 県は、法第82条の3の規定に基づく市町村標準保険料（税）率を算定するための標準的な収納率等を定めるとともに、将来的な保険料（税）水準の統一について、市町村と継続して協議する。
- 【主な記載内容】**
○標準的な保険料（税）算定方式等 ○標準的な収納率 ○将来的な保険料（税）水準の統一 など
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《国保医療課》
○保険料（税）水準の統一化の議論を進めるにあたり、国保運営連携会議において統一の定義及び前提条件について説明。
○医療費指数反映係数 α 値の引下げや激変緩和措置の対象額を規定する一定割合について、国保運営連携会議財政部会において協議。

第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項（P15～18）

- 国民健康保険料（税）を適正に徴収することは、国保財政を安定的に運営するための大前提であることから、徴収の適正な実施について県が必要な支援を行うことで、保険料（税）収入を確保することを目指す。
- 【主な記載内容】**
○収納率目標 ⇒ 現年度分の県平均収納率が95%
(平成30年度の全国上位2割に相当。市町村の規模別に収納率目標を設定。)
○収納対策強化に資する取組(収納率向上アドバイザー など)
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《国保医療課》
○収納率向上アドバイザー：仙台市健康福祉局保険高齢部収納対策室長
○収納率向上アドバイザーの派遣を希望する団体に対して派遣するための準備を進めた。派遣は年度後半の予定。
○県と県国保連との共催により、収納率向上アドバイザーを講師として「保険料（税）収納等担当職員研修会」の開催準備を進めた。研修会は10月開催予定。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項（P19～21）

- 不正請求への対応、療養費の支給の適正化や第三者による不法行為に係る損害賠償請求のように広域的な対応が必要なものや、一定の専門性が求められるものへの取組について定める。
- 【主な記載内容】**
○保険給付の適正な実施に関する取組 ○高額療養費の多数回該当の判定基準の統一 など
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《国保医療課》
○柔道整復術療養費適正化業務については、全市町村からの委託を受けて、支給申請書の内容点検等を実施（9ヶ月分）
○診療報酬明細書二次点検業務については、全市町村からの委託を受けて、支給申請書の内容点検を実施（4ヶ月分）
○高額療養費の多数回該当の「世帯の継続性」の判定基準について、参考資料を専用簿冊に集約するなど、対応体制を整備し、市町村からの問合せに対応した。今後も必要に応じて対応体制を見直しつつ、市町村からの問合せに迅速・的確に対応する。

第6章 医療費の適正化の取組に関する事項（P22～24）

- 国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村等が一体となって、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進する。
- 【主な記載内容】**
○特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ○がん検診受診率の向上 ○歯周疾患予防対策の強化 ○データヘルス計画の策定支援
○後発医薬品の使用促進 ○糖尿病重症化予防 ○スマートみやぎ健民会議 ○歯と口腔の健康づくり
○保健事業等の取組の充実・強化 など
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**
○特定健診受診率等の更なる向上に向け、県保険者協議会と連携し、市町村の健診予定等を保険者協議会のホームページに掲載。また、特定健診・特定保健指導実施者を対象とした研修会を開催。《健康推進課》
○がん検診受診率の更なる向上に向け、「保健所健康づくり担当班会議」を開催し、情報交換を行った。また、啓発パネル展や横断幕掲示等を実施。《健康推進課》
○歯周疾患予防対策の強化のため、働き盛り世代向けの普及啓発パンフレットをコンビニに設置し広く県民に配布。《健康推進課》
○33市町村がデータヘルス計画の中間評価実施済み。今年度、中間評価予定の1町について、要望に応じ支援を行う。《国保医療課》
○後発医薬品の使用促進に係るシールデータ及びタウン誌への広告案を作成中。《薬務課》
○宮城県医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と連携し、宮城県糖尿病療養指導士の養成研修会を開催。《健康推進課》
○県プログラムに基づき、市町村毎の糖尿病治療中断者リストを作成・提供し、市町村の受診勧奨の取組を支援。
《健康推進課・国保医療課》
○企業等と連携し、働く人の健康づくりの環境整備として、ウォーキングアプリを運用中。また、「脱メタボ！健康3.15.0（サイコー）宣言」を掲げ、県民の健康課題改善のため普及啓発を進めている。《健康推進課》
○表彰や講演を通じてライフステージごとの口腔ケアに関する普及啓発を進めた。また、宮城県歯科医師会内に在宅歯科医療に係る相談窓口を設置し、在宅歯科診療が可能な医療機関の紹介等を実施。《健康推進課》
○保健事業等の取組の充実・強化のため、県保険者協議会と連携し、コロナ禍の健康づくり啓発用リーフレットを配布。
《健康推進課》

第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項（P25）

- 県と市町村は事務の共通化等取組の実現に向け、引き続き協議を行う。
- 【主な記載内容】**
○医療費通知・後発医薬品の差額通知等の事務の共通化 など
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《国保医療課》
○医療費通知については、共通様式により35市町村中33市町村が通知した。また、後発医薬品差額通知については、共通様式により35市町村中34市町村が通知した。
○各市町村における手続簡素化の意向や課題等についてアンケート調査を行い、その結果を事務処理標準化部会において情報共有した。

第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項（P26）

- 県は、国保の財政運営の責任主体として医療・保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進する取組を進める。
- 【主な記載内容】**
○地域包括ケアの推進 など
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《長寿社会政策課》
○宮城県地域包括ケア推進協議会を開催（書面開催）
○市町村担当課長セミナーを開催（8/24）

第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項（P27）

- 県と市町村が一体となって国保制度の運営にあたるため、連絡調整等の仕組みを定める。
- 【主な記載内容】**
○宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会 ○各種研修会の実施 ○新型コロナウイルス感染症等への対応
- 【主な実施状況（令和3年9月末時点）】**《国保医療課》
○運営連携会議を2回開催。部会は、財政部会を2回開催、事務処理標準化部会及び収納対策部会を各1回開催。（今後も必要に応じて開催予定。）
○新型コロナウイルス感染症等への対応について、国からの通知など必要な情報を市町村等と迅速に共有し、市町村等からの問合せに対しても的確な指導助言を行うよう努めた。